

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静風会(以下「静風会」という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 この報酬は、源泉徴収後の金額を理事会及び評議員会への出席確定後に銀行振り込みにて支払う。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び運営の為に、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 この報酬は、業務終了後に、源泉徴収後の金額を銀行振り込みにて支払う。

(監事の報酬)

第5条 幹事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 この報酬は、業務終了後に、源泉徴収後の金額を銀行振り込みにて支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支払うことができる。

2 旅費は、別途定める旅費規程に基づき支給できる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付則 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

付則 この規程は、平成29年4月1日から別表を適用する。

付則 この規程は、令和4年12月1日から適用する。

付則 この規程は、令和7年1月1日から適用する。

別表1

名称	報酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円

別表2

名称	報酬
理事長	5,000円(1時間当たり)
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3

旅費	宿泊費	報酬1日	その他
旅費規程による	旅費規定による	20,000円	実費